

○ 宮崎大学工学部環境・エネルギー工学研究センター研究ユニットリーダー会議規程

平成28年1月12日  
制 定

改正 平成29年5月23日

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学工学部環境・エネルギー工学研究センター規程（以下「センター規程」という。）第3条第5項に基づき、宮崎大学工学部環境・エネルギー工学研究センター研究ユニットリーダー会議（以下「リーダー会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 リーダー会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) センター規程第6条に掲げる業務の遂行状況
- (2) 前号の遂行状況を改善するために必要な支援
- (3) その他宮崎大学工学部環境・エネルギー工学研究センター（以下「センター」という。）への支援

(組織)

第3条 リーダー会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター長の指名した研究ユニットリーダー教員

(任期)

第4条 リーダー会議委員の任期は2年とし、再任を妨げない。  
2 欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第5条 リーダー会議に議長を置き、センター長をもって充てる。  
2 議長はリーダー会議を招集し、その会議を統括する。  
3 議長に事故があるときは、副議長（互選）がその職務を代行する。

(議事)

第6条 リーダー会議は、委員の半数以上の出席により成立する。  
2 委員に事故があるときは、その代理人を出席させることができる。  
3 議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の出席者)

第7条 リーダー会議が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 リーダー会議の事務は、工学部総務係において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、リーダー会議の運営等に関し必要な事項は、リーダー会議が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年1月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月23日から施行し、平成29年4月1日から適用する。